

令和4年度学校経営方針

1 学校理念

八戸盲学校は視覚障害を有する児童生徒の、八戸聾学校は聴覚障害を有する幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を営むとともに特別支援教育のセンター的機能を発揮し地域に貢献することを目的とする。

2 校訓及び学校教育目標

盲学校

校訓

健康 自学 協調 実践

学校教育目標

心豊かに、たくましく生きぬく人間を育成する。

進んで体を鍛える子

進んで学習に取り組む子

仲良く助け合う子

根気強く実践する子

聾学校

校訓

自主 親和 健康

学校教育目標

個々の障害の状況と心身の発達に応じた教育活動を通して、基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るとともに、人間性豊かにたくましく生きる幼児児童生徒を育てる。

意欲的で主体性のある子

豊かな情操を持ち、協調性のある子

健康で、たくましく生きる子

豊かにコミュニケーションできる子

3 基本方針

青森県教育委員会学校教育指導の方針と重点に則り、盲学校聾学校それぞれの学校教育目標の達成のため、目指す学校像を明確にし、全教職員の協力による学校づくりを進める。一人一人の教育的ニーズに応じた教育を営むことのできる学校づくりのため、本人・保護者の主観的ニーズを重視しながらも、必要とされる客観的ニーズを説明し、合意形成を図った上で教育活動を進める。また、保護者及び地域の要請に応え貢献する学校づくりのため、盲学校聾学校で一体感をもってその実現を図るとともに地域との連携・協働をすすめ教育活動を充実させる。

新型コロナウイルス感染症の終息まで、必要十分な感染症対策をとりながら教育活動が継続できるようにし、子どもたちが安全に安心して学ぶことのできる学校づくりに努める。

4 目指す学校像

- ・子どもにとって学ぶことの喜びを実感できる学校
- ・保護者にとって入学させてよかったと思える学校
- ・地域にとってあってよかったと思える学校
- ・教職員にとって勤務してよかったと思える学校

5 重点目標と方策 ※今年度の重点（分掌重点目標）

「健康で安全な生活を送ることができる子」「進んで学習に取り組み、何事にも意欲的で主体的に取り組む子」「仲良く助け合う子・協調性のある子・豊かにコミュニケーションできる子」を育てるために、以下のような具体的方策を持って取り組む。

(1) 健康教育・安全教育を充実させ、健康で安全な生活を送ることができる習慣や態度を育てる

①一人一人の目標を家庭と共有し、生活習慣を身に付けさせるための指導を家庭と協力して行う（寮務部）

- ②楽しんで運動したり体力を向上させたりすることのできる活動を行う
- ③新しい生活様式の定着や健康で安全な生活を送るための知識や技能を具体的指導場面を通して身に付けさせる
- ④健康な生活の基となる望ましい食習慣を身に付けさせるための食育を充実させる
- ⑤安全に生活する態度や行動、危険な行為を回避できるための知識や態度を身に付けさせる指導を行う

⑥学校管理下における事故・ケガ0の実現のため、安全管理・安全指導に学校全体で取り組む（指導部・事務部）

(2) 授業を充実させ、進んで学習に取り組む子・意欲的で主体性のある子を育てる

⑦基礎的・基本的な学力を身に付けさせるために、一人一人に応じた授業改善を進める（研修部）

- ・障害や特性に配慮 主体的対話的で深い学び 言語活動（話し合い活動） ICTの活用 授業のUD化
- ⑧探究心を持って学習する子どもの育成のために、探求的な学びの機会を設ける
- ⑨子どもの可能性を広げるために、一人一人の将来を見通した指導を通して、子どもの興味関心を広げる指導（様々なことを教えたり体験させたりする）を行う

(3) 教科等の指導・特別活動・生徒指導・生活指導・自立活動の充実を図り、仲良く助け合う子・協調性のある子・豊かにコミュニケーションできる子を育てる

- ⑩ 幼児児童生徒の道徳性を育てるために、特別活動・行事等において道徳科の授業と関連させた目標を設定するなどし、身に付けさせたい道徳性を意識した指導を行う
 - ⑪ 多様な見方・考え方に触れさせたり気づかせたりするために、道徳科の授業において多面的・多角的に考えることのできる授業を工夫する
 - ⑫ 子どものよいところ・得意なところが発揮できる場面や教育活動を設定し、幼児児童生徒一人一人の自己有用感や自己肯定感を高めるようにする（学部）
 - ⑬ 互いに協力して主体性が発揮できる活動や友だちの良さを認め、自己のよいところを見つけられる活動を工夫する
 - ⑭ 自分の意思（考え・思い）を適切に伝えられる手段を身に付けさせるために、授業や生活場面において指導する
 - ⑮ いじめの未然防止に向けて幼児児童生徒の居場所づくり・絆づくりに組織的に取り組む
- (4) 目標（1）から（3）の実現のために全教職員の協力による学校づくりを進める
- ⑯ 「子どもたちのためにどうしたらいいか」を中心に考え、限られた時間・予算・人財の中で最大限の教育効果が発揮できるよう話し合い、相談し協力しあう
 - ⑰ 子どもと向き合う時間や授業づくりのための時間を確保するために、自ら担当する業務を責任をもって進めるとともに、必要な業務かどうかの見直しを行い業務の精選を行う
- ※例：授業準備等の時間の確保のために必要な会議を精選する（実施計画の確認等などは資料配付だけで済ませ、討議が必要（意見をもらって検討することが必要）な項目のみを事前に絞った職員会議を行う）
- ⑱ 視覚障害・聴覚障害教育、特別支援教育の専門性、教科指導力や生活指導力、財務事務等の事務業務遂行力の向上のための研修に励む
 - ⑲ 「できた・わかった」が実感できる授業づくりを目指し、教員一人一人の授業力を向上させるために、互いの授業を見合ったり授業研究会を行ったりする
 - ⑳ ICT活用の技能の向上を目指して研修に励むとともにICT活用のための環境整に協力して取り組む
- (5) 学校運営協議会を通して保護者及び地域の学校運営への参画を促し、保護者や地域との協働による学校づくりを進める
- ㉑ 盲聾合同での学校運営協議会の実施と学校運営協議会を通しての保護者、地域住民の学校運営への参画の推進を通して、盲聾一体感のある学校づくりを進める
 - ㉒ 保護者の願いや思いを受け止めつつ、子どもの自立と社会参加に向けて必要な教育活動を実践するために、指導のねらい、内容及び結果について説明責任を果たし、連携して教育にあたる（教務部）
 - ㉓ 地域における相談活動や支援活動を推進し、地域の要請に応え貢献する学校づくりを進める